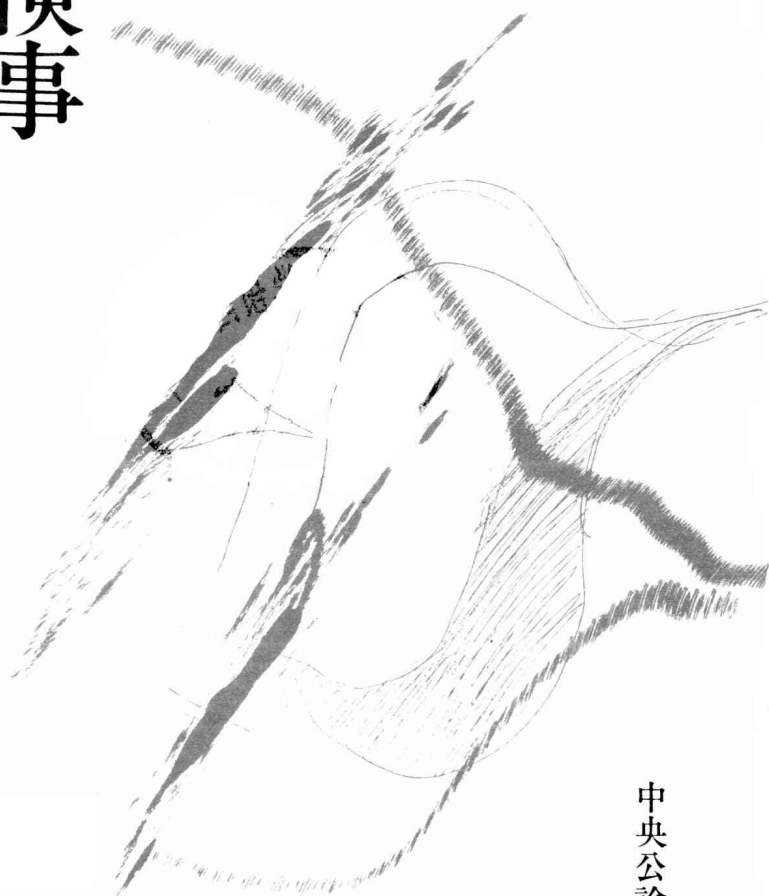


三好徹

続特捜検事

好徹 続特捜検事



中央公論社

続特捜検事

定価九八〇円

©一九八〇

昭和五十五年十月十日初版印刷
昭和五十五年十月二十日初版発行

著者 三好 徹

発行者 高梨 茂

印刷 三晃印刷
製本 小泉製本

発行所 中央公論社

〒104 東京都中央区京橋二丁目一七
番 振替 東京二二三四
検印廃止

目次

6	5	4	3	2	1
単色の虹	汚れた手	黄金の匂い	悪い果実	ガラスの階段	悪の配当
253	211	164	119	68	5

装帧
斎藤
寿一

続
特捜
検事

1 悪の配当

1

その朝、立花は出がけに、妻の恵子とちょっとした言い争いをした。食事のあと、服を着ながら、今夜はもしかすると遅くなるかもしれない、と彼がいうと、恵子は、

「あら、何があるの？」

と不服そうにいった。

その態度が、立花の氣に入らなかったのだ。何があるかと、そんなことをいちいち説明する必要はない。仕事をもっている男には、その仕事に付随した雑用がある。それは女には決してわからないものなのだ。遅くなるかもしれない、と前もって告げたのだから、それでじゅうぶんではないか。つべこべ、聞くな。

しかし、それほど高飛車な言い方はしなかった。

「ちょっとした飲み会に、顔を出さねばならんかもしれんだ」

「わたし、困ったわ」

「どうして？」

「夜、あなたが戻ってきたら、美容院に行こうと思っていたんですもの」

「美容院？」

「ええ」

「何も今夜じゃなくたって、いいだろう」

「前に、あなたにお話ししておいたと思うけれど、あした同窓会があるのよ」

「うむ」

そういえば、聞いたことがあった。翌日は祝日で、立花の勤めている東京地検も、この日は休みである。恵子は、子供の面倒を立花にみてもらえるので、久しぶりに出席できるといって喜んでいたので。

「わたし、もう一年もパーマをかけていないし、今夜、行っておかないと、間に合わないんですもの」

「昼間、いくらでも行けるじゃないか」

「和夫を連れて、美容院へ行けっというの」

和夫というのは次男で、まだ就学前の幼児である。

「連れて行けないわけでもあるまい」

売り言葉に買い言葉、という感じになった。

「そりゃ、子供を美容院に連れてきちゃいけないなんていう規則はないわよ。でも、子供が泣き出したりしたら、ほかのお客にだって迷惑だし、わたしだって、落ち着かないわ。男の人にはわからないかもしれないけれど、髪の手入れをしてもらいながら世間話をしたり、ゆったりした気分でいられることも、女にとっては楽しみなのよ」

「パーマをかけるよりも、お喋りを楽しむのが目的みたいだな」

「そんなこと、いっていないじゃないの。そういう楽しみもあるっていうだけよ」

「ともかく、今夜は早く帰れないかもしれん」

「意地悪ねえ」

「こっちは役所の仕事なんだ。つべこべいうな」

「お役所の仕事なら、そんなこと、わたしだっていわないわ。さっきは、飲み会だっていったじゃないの」

「飲み会も仕事のうちだ」

「勝手ねえ」

恵子は頬をふくりました。

それ以上の争いにならなかったのは、和夫が不意に泣き出したことと、立花の出勤時間が迫ってきたせいであった。

「行ってくる！」

立花はドアをボタンと閉めて、官舎を出た。いつもよりも、強い音だった。

地下鉄の駅まで歩いて、霞ヶ関まで乗る。

出ても出なくてもいいような集りだった。立花自身、幹事役の男には、出るか出られないか、その日になってみなければわからない、といってあったのだ。

恵子が、はじめから事情を話して、こういうわけだから、今夜はできればいつもの時間に帰ってきてくれないか、と頼めば、立花も承諾しただろう。しかし、彼女の言い方もタイミングも悪かったのだ。それに、一日のはじまりに、不快な気分をあたえられたことで、立花は苛立った。

東京地検の五階にある特捜部の検事室に入ると、すでにきていた事務官の辰見が、

「お早うございます」

と腰をうかしていった。

立花は挨拶をかえしてから上着をぬいだ。彼の部屋からは、日比谷公園がよく見える。公園は濃い緑で埋めつくされていた。その緑が彼に、祝日に立てていた予定が完全に狂ったことを思い起こさせた。立花は、恵子の同窓会があることをすっかり忘れていて、ゴルフに行こうか、などと考えていたのだ。

むろん、それもオジャンである。しかし、この方は、同窓会を忘れていた方が悪いのだから、誰にも文句はいえない。ただ、残念なだけである。

（それにしても、女子と小人は養い難し、とはうまいことをいったものだ）

と立花は胸の中で呟いた。

といって、彼がそう考えたからといって、恵子を愛していないということではない。妻に対する愛情に変化はないが、結婚生活が十年も十五年も続けば、互いに遠慮がなくなり、ときとしては煩わしくなることもあるのだ。恵子に仕たって、意地悪ね、という言葉を投稿つけたが、心からそう思っているはずはなかった。

要するに、男と女の関係の、いつになっても変らぬ難しさである。そのために、さまざまな出来事が起こり、場合によっては、法廷で決着をつけねばならぬような事件に発展したりするのだ。辰見が茶をくんで運んできた。

「ちょっと前ですが、丸山検事さんからお電話がありました。手がすいたら、連絡してほしいそうです」

丸山というのは、立花と同期の検事で、今夜の会合の幹事になっている。出席できるかどうかを確かめたいのだろう。

（どうするか）

立花は自問し、そして決心してから、丸山のところへ電話をかけた。

「立花だが、今夜のことかい？」

「そうなんだが、じつはね、おれ自身もそうなんだが、急に用事ができたり、都合が悪くなったものが続出して、来週にのばそうということになったんだ」

「そうか。今夜はお流れか」

「そういうことだ。来週、いつにするかは、また連絡するよ」

丸山はそういって電話を切った。

立花はすぐに自宅へかけた。そして恵子に、

「今夜の集りには出ないことにしたからな」

と少し恩着せがましくいった。

「じゃ、七時ごろには帰れるのね？」

「うむ」

「あなた、すみません」

「まあ、いい。じゃ」

立花は電話を切った。出勤前からのもやもやが一掃されていた。彼は、茶を一口すすってから辰見に声をかけた。

「さア、はじめようか。きょうは誰を喚^よんでいたっけね？」

立花の神経は正常に戻っていた。そしてこのことが、つぎに述べる事件の解決に無関係だった、

とはいえないであろう。

2

辰見は、立花の机に書類を運んでいった。

「百七十六条の事件の告訴人です」

「あれか。女に強姦されたという事件か」

「そうです。さっき出頭してきたという連絡がありました」

と辰見はいった。

刑法第百七十六條は次のように規定されている。

〔強制猥褻〕十三歳以上ノ男女ニ對シ暴行又ハ脅迫ヲ以テ猥褻ノ行為ヲ為シタル者ハ六月以上七年以下ノ懲役ニ処ス十三歳ニ滿タサル男女ニ對シ猥褻ノ行為ヲ為シタル者亦同シ

ふつう、強姦罪は、男が女を犯した場合に限られるが、それは第百七十七條に規定されている。第百七十七條においては、被害者は「婦女」と明白に限定されているのだ。

しかし、女が男に対して、たとえば短刀をつきつけたりして、性的行為を強いた場合は、形の上では強姦であっても、法律的には強姦とはならず、強制猥褻になるのだ。強姦は、懲役二年以上の有期懲役となっているが、第百七十六條の場合は、右に引用したように、強姦罪よりも軽くなっている。

また、いずれの場合にしても、これは親告罪である。つまり、被害者が告訴することによって、事件は成立するのだ。

被害者は、刈井常次という二十七歳の男だった。刈井は、三人の女に脅迫されて、性的行為を強制された旨の告訴状を、地検の直告係へ提出してきた。

地検には、こうした告訴を受付ける直告係があり、それらの事件は、特捜部にまわってくることが多い。特捜部は、政財界の汚職などを捜査する部門だが、そればかりではなく、名誉毀損とか器物損壊とかいった親告罪事件も扱っている。そして、汚職のような大事件のないときは、この種のこまごました事件の処理に追われることが多いのだ。

立花は、告訴状にざっと目を通した。直告係から回ってきたときに、一度読んでいたので、概略のことは頭に入っているが、被害者を召喚しているとあれば、あらためて読んでおく必要があるのだ。

告訴状は、専門家の手になったものではなかった。ふつうは、弁護士に被害状況を話して、要領よく作成してもらう人が多いのだが、それは決して、告訴の必要条件ではない。告訴するには、書類でなくても、口頭でもいいのである。もっとも、その場合は、直告係の検事なり検察事務官なりが、被害者の申立てを聞いて書類を作っておくので、担当する方はかえって楽である。

刈井の告訴状は自分で書いたものらしく、便箋に三枚分であった。一種の体験記に近いが、彼の申立てのとおりであるなら、百七十六条の構成要件はみたしている。

「じゃ、呼んで下さい」

と立花はいった。

辰見が立って行き、若い男を伴ってきた。

告訴状には二十七歳とあるが、外見は、三十以上に見える。それは、入ってきて、立花をちらりと一瞥した目つきの、妙なふてぶてしさのせいかもしれないかった。

「そこへおかけなさい」

立花は椅子をすすめた。

「どうも」

刈井は頭を下げた。型通り、本籍、住所、氏名、生年月日などを確認してから、立花は具体的な訊問に入った。

「告訴状では、セールスマンとしか書いてありませんが、何のセールスですか」

「外車です」

「すると、どこかの会社に勤めているわけですね？」

「一応は、USモーターズという会社に属しているんですが、社員じゃないんです。つまりUSモーターズの外車をお客さんに売った場合のコミッションが収入源なんです」

「月収はどれくらいありますか」

「検事さん、ぼくの収入なんか、この事件に関係ないんじゃないやありませんか」

刈井は不満そうにいった。

「あなたのうけた被害そのものには、直接の関係はないとしても、捜査する上での参考にするんです」

「関係ないと思うけどなア。ぼくは、ぼくをナイフでおどかして恥かしいことをさせた女たちを罰してもらいたいんですよ」

そんなことはわかってている！ と、立花はどなりつけたかった。しかし、いちいち腹を立てていたのでは、仕事にならない。

相手がいうように、事件そのものとは直接の関係はないが、検事がこの種の質問を発するのは、相手が素直であるかどうかを、それとなく調べている意味もあるのだ。

自分に都合のいいことばかり強調し、都合の悪いことは隠そうとする。人によって、その度合いは違うが、それを心得ておかねば、捜査はできないのだ。

立花は質問をかえることにした。

「では、あなたが被害をうけたときの状況をくわしく話して下さい」

「それはね、もう二カ月くらい前なんですけど……」

「そういう漠然とした言い方ではなくて、何日何時ごろとはっきり特定しておく必要があります」

「わかりました。五月二十五日です。午後六時ごろでした。ぼくはグアム島へ行っていたんです」